

令和6年第7回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年7月23日)

奥州市農業委員会

令和6年第7回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年7月23日(火) 午前9時45分

奥州市役所 講堂

第1 諸般の報告

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第9 議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（24名）、欠席委員（0名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農地係	係長 佐藤 茂樹
	上席主任 村上 真紀
	上席主任 工藤 紀洋
農業振興係	係長 菅野 伸
	主事 小原 朋世

議長 開会いたします。

私たち農業委員と後ろにおります最適化推進委員40名の方々と、この3年間一緒にあって、奥州市の農業に寄与していきたいなというふうに思っておりますので、どうぞ皆様方のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

欠席の届出委員はおりません。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。

本日の会議は、議事日程第2号にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年6月19日から令和6年7月16日までの主な内容をご報告申し上げます。6月25日、第6回農業委員会総会を開催し、農地案件等9件について審議決定いたしております。同日、第3回農政専門委員会を開催し、奥州市認定農業者協議会との懇談会についてほかについて協議いたしました。同日、第2回農業振興専門委員会を開催し、3年間の振り返りについて意見交換いたしました。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は44件です。相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号6、番号24、番号37、番号43の4件です。後ほど、姉体地区、梁川地区、南都田地区、衣里地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。

各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号 5、番号 18、番号 22、番号 28、番号 29、番号 31、番号 34、番号 37 の 8 件です。以上、ご報告します。

議長 報告第 1 号について、報告説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 1 号を終結いたします。

議長 日程第 3、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 工藤上席主任。

上席主任 今月の報告件数は 3 件です。解約の理由は、中間管理機構に係る解約 2 件、貸し換えのための解約 1 件となっております。以上、ご報告します。

議長 報告第 2 号について、報告説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 2 号を終結いたします。

議長 日程第 4、議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は、所有権の移転が 5 件、使用貸借権の設定が 3 件、地上権の設定が 1 件の計 9 件です。番号 1 は、新規就農のため 1 万円で売買をするものです。耕運機を所有しており、自家用野菜を作付予定です。番号 2 は、規模拡大のため贈与を受けるものです。譲受人は県外の農地所有適格法人で、複数の県で耕作を行っていることを添付されている耕作証明書から確認しております。取得予定の農地から約 1 km 程度の場所に営農拠点を確保して、農機具の保管場所として利用する予定であり、耕運機等の所有を申請書類から確認しております。また、法人から 1 名、近隣の市町村に長期滞在して従事する他、現地農家 2 名に作業の一部を委託して耕作をする予定となっております。番号 3 は、高齢化のため贈与する

ものです。番号6は、負債整理のため75万6,680円で売買をするものです。番号7は、負債整理のため6万8,441円で売買をするものです。番号8は地上権を設定するもので、地代は6,000円です。当該土地は、昭和55年から管水路設置のため地上権を設置していたものですが、設定期間が終了していたことから改めて権利を設定するものです。番号9は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を設定するものです。以上9件について、申請内容を審査した結果、要件を満たしていることを確認しています。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 21番、岩渕壽子委員。

21番委員 岩渕です。今の2番についてです。県外の株式会社の農園が、市内の土地で何かを作るということですけど、長期滞在する市町村でも何かやるんでしょうか。

議長 暫時休憩します。

(午前9時54分 休憩)

(午前9時59分 再開)

議長 再開いたします。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。ただいまの岩渕委員からの質問に対してご回答いたします。今回の申請地での営農については確認しておりますが、近隣の市町村での営農については確認をしておりません。あくまでも通作にあたって、そちらのほうが利便的だということを確認しております。以上でございます。

(「議長」の声あり)

議長 21番、岩渕壽子委員。

21番委員 はい。何を作るかっていうことは、全然わからないんですかね。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 申請地については、水稻を作付予定ということで確認しております。なお、拠点を置いている県では、3ヶ所で水稻の他、ニンニク、エゴマ、カラシナなどの作物について、試験的に栽培を行っているというようなことを聞いてます。また、イモ類についても栽培を行っているようです。別の県につきましては、同じように栽培をしているということで確認しております。以上でございます。

(「議長」の声あり)

議 長 21 番、岩渕壽子委員。

21 番委員 はい。了解しました。

(「議長」の声あり)

議 長 22 番、家子洋子委員。

22 番委員 22 番、家子洋子です。1 番の方は新規就農ということで、従事者 2 人、家族が 4 人、そして面積が 258 m²。このような大きさを新規就農して、売買 1 万円ってことだったんですけども、こちらは家庭菜園ってということなんですか。新規就農で、この人数で、この土地でやるには、ちょっと狭いのかなって単純に思ってしまったんですが。みんなで、ここの畑をやっていただければいいんですが、以前の総会でガラクタ置き場みたくなくてたつところも、ここの場所じゃないんですが聞きました。この面積での新規就農について大丈夫ですよってという確認です。もう 1 つ、地上権について前に質問しましたが、今回の 8 番は 40 年ですが、長くないってことでよろしいんですよね。2 点確認です。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 ただいまのご質問ですけれども、まず 1 番の案件につきましては、面積が小さいということもありまして、今まで耕作してる面積がないということで、見かけ上、新規就農という扱いをしてるというものもございます。また、これから伸びていくんではないかということもあってですね、ちょっと区別がつきません。昔ですと面積要件もありまして、一定の面積以上でしか要件にならなかったのが、新規就農という判断もしやすかったんですけども、現在ですと面積の要件がございません。ゼロ面積から取得された方で 3,000 m²を超える人なら、このまま農業をやってくれるのかなあっていう考えも以前ならありましたが、今ですと栽培規模がこのように小さくてもですね、夏野菜とかを栽培して、どんどん広げていけば、担い手に繋がる可能性も否定はできません。見かけ上で大変申し訳ないんですが、これまでゼロ面積だった方については新規就農という扱いをさせていただいております。ご容赦願います。続きまして地上権につきましては、先ほどすでにおっしゃられたとおり、40 年間の契約は可能となっております。以上でございます。

(「議長」の声あり)

議 長 22 番、家子洋子委員。

22 番委員 はい、確認でした。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

議 長 6 番、鈴木喜一委員。

6 番委員 2 番についてですが、就農していただけるのはいいんですけれども、なぜ、わざわざ遠方から来て農業をしなければならないのか、いただいた資料だけでは釈然としないものがあります。もう 1 回、出来るだけ情報を収集していただきまして、“これでよし”ということで来月の総会に提出していただきたいと思います。

議 長 暫時休憩します。

(午前 10 時 05 分 休憩)

(午前 10 時 08 分 再開)

議 長 再開いたします。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 今のお話について、ご指摘について、取り組んでいきたいと考えております。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結します。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 番号 2 につきましては、ご質問等があった内容について確認を行う必要がありますので、今回については取り下げをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局から番号 2 の取り下げがありましたので、番号 2 を除き審議いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可と決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 工藤上席主任。

上席主任 今月の案件は、利用権の設定が9件、所有権の移転が5件の計14件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 22番、家子洋子委員。

22番委員 22番、家子洋子です。3番ですが、奥州市長となってまして、かなり面積も広いものとなっています。こちらは、そのまま地目を畑として残したまま牧場に賃借するということですが、どのような経緯でこうなったかというところの確認です。

(「議長」の声あり)

議 長 工藤上席主任。

上席主任 はい。では、家子委員からのご質問にお答えさせていただきます。3番でしたけれども、こちらにつきましては、農政課が管理しております牧野になります。今年の年末まで奥州市から借り受けて、牛を放牧するという内容となっております。以上になります。

(「議長」の声あり)

議 長 22番、家子洋子委員。

22番委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 工藤上席主任。

上席主任 今月の案件は2件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借の設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

議長 日程第7、議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、自宅への進入路を整備するものです。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。7月11日、鈴木喜一委員、佐々木一男推進委員、事務局で現地確認を行いました。現地は既存の進入路があり、今回の転用申請で進入路を拡幅する計画となっており、農地については事前着工もなく適切に管理されており、農地に支障なしと確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑が

ありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 日程第8、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は11件です。番号1は、売買により共同住宅1棟を整備するものです。非農地を含む総事業面積は879.08㎡です。番号2は、売買により宅地分譲1区画を整備するものです。番号3、番号4は関連案件で、売買により残土置き場を整備するものです。非農地を含む総事業面積は2,374㎡です。番号5は、売買により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業面積743.83㎡です。番号6、番号7は関連案件で、売買により宅地分譲4区画を整備するものです。総事業面積965㎡です。番号8は、売買により社屋及び倉庫等を整備するものです。番号9は、売買により共同住宅3棟を整備するものです。事業実測面積1,916.62㎡です。番号10は、売買により業務用駐車場を整備するものです。番号11は、使用貸借により法人の事務所及び農機具置き場を整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から番号4まで、7月11日に鈴木喜一委員、佐々木一男推進委員、番号5から番号9まで、7月10日に伊藤周治委員、鈴木忠孝推進委員、番号10については、佐藤守委員、佐藤博幸推進委員、番号11については、松戸正雄委員、阿部正三推進委員、両日とも事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号3、4につきまして、残土置き場という計画内容であり、隣接して水路があることから土盛り後の

土砂の流出防止について確認がありました。事業者を確認したところ適正な高さで法面を設け、安定勾配とすること、敷地境界際まで土盛りせず、水路、道まで余裕をもたせる計画であり、支障はないものと判断いたしました。その他の案件につきましては、いずれも適正に草刈り等の管理がされており、事前着工もないことから、問題ない旨で確認いたしましたことを報告いたします。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 日程第9、議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は4件です。番号1は、昭和49年頃に居宅建築と併せて舗装整備して以来、公衆用道路として利用しています。番号2は、昭和48年頃に居宅への進入路を整備し、宅地として利用しています。番号3は、昭和12年に居宅を建築し、その後、庭、物置等を整備し、宅地として利用しています。番号4は、昭和54年に畜舎を建築、作業場、居宅等として整備し、宅地として利用しています。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1は、7月11日に鈴木喜一委員、佐々木一男推進委員、番号2は、7月10日に伊藤周治委員、鈴木忠孝推進委員、番号3は、佐藤守委員、佐藤博幸推進委員、番号4は、松戸正雄委員、阿部正三推進委員、両日とも事務局同行のうえ現地確認を行いました。いずれも現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は

困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 5番、千葉と申します。番号1についてお聞きします。今後のことで恐縮でございます。現地は公衆用道路に供してるということなんですが、この後、買収であつたり寄附等の手続きがなされるのかどうかお聞きしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 千葉委員のご質問にお答えをいたします。1番につきまして、地目変更登記をした後、特に所有権移転の予定はないということで、公衆用道路として利用するということを所有者より確認をしております。以上です。

(「議長」の声あり)

議 長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 そうしますと地目は公衆用道路なんだろうけど、そのまま民地所有ということになるわけなんですか。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 はい、お答えをいたします。市等への寄付はないということで、あくまでも私道、地目としては公衆用道路になるかと確認をしております。

(「議長」の声あり)

議 長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 その際の固定資産税の部分は、リンクさせるということでよろしいですか。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 はい。ただいまのご質問にお答えするとともに、説明に補足をさせていただきまします。現地につきましては、通路として使われているのはそのとおりなんですけれども、個人のお宅への進入路ではなくて、複数のお宅の共通の通路として使われております。その関係で、不動産登記法上の地目としては公衆用道路となります。ただ、民地のままであることについては、変わりがございません。課税についても、多分それと同様に評価されて課されると思います。以上でございます。

(「議長」の声あり)

議 長 5 番、千葉英宏委員。

5 番委員 はい、ありがとうございました。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本総会の付議事項は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦労様でした。

閉 会 午前 10 時 31 分